

# 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援 事業について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

主任中央労働衛生専門官

古 田 勲

労働衛生関係資料目次

I 労働衛生の現況

定期健康診断結果

業務上疾病発生状況

脳・心臓疾患及び精神障害等による労災認定状況

石綿による肺がん、中皮腫の労災補償状況

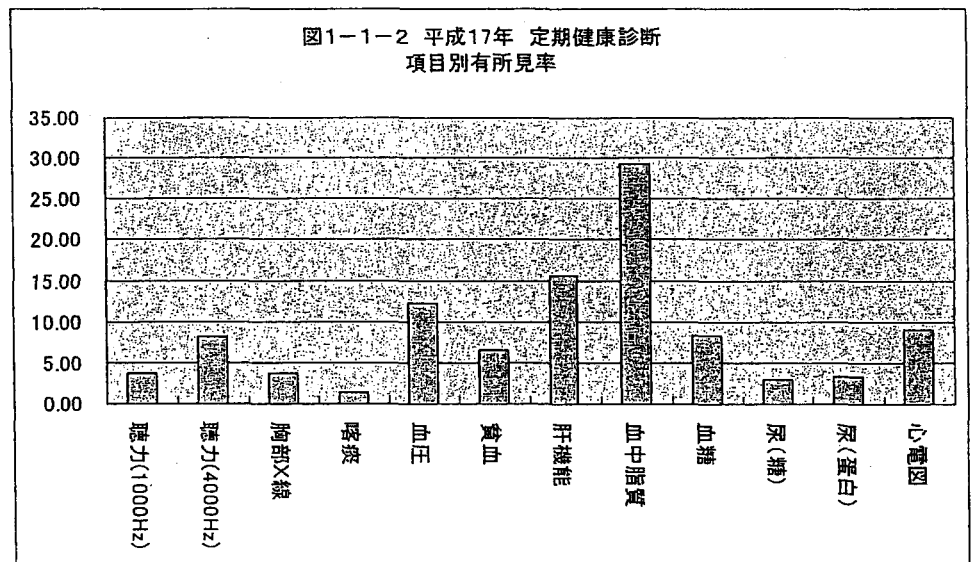
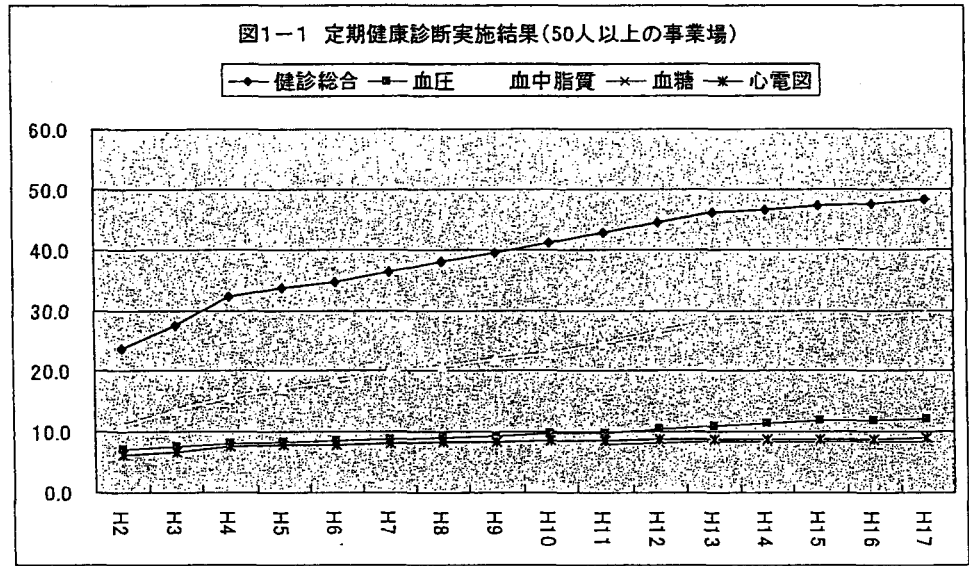
II 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業

III 主要な労働衛生対策

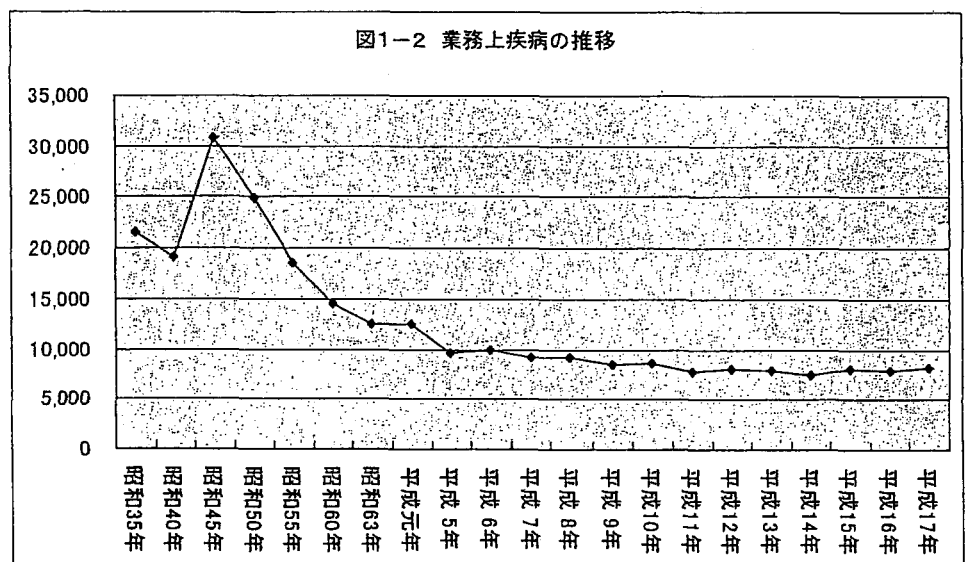
- 1 労働衛生対策の体系
- 2 労働衛生の三管理
- 3 事業場における安全衛生管理体制
- 4 健康診断結果に基づく健康確保対策
- 5 過重労働による健康障害防止対策
- 6 職場におけるメンタルヘルス対策
- 7 心身両面にわたる健康の保持増進対策
- 8 快適な職場環境の形成の促進
- 9 産業保健活動の推進

I 労働衛生の現況

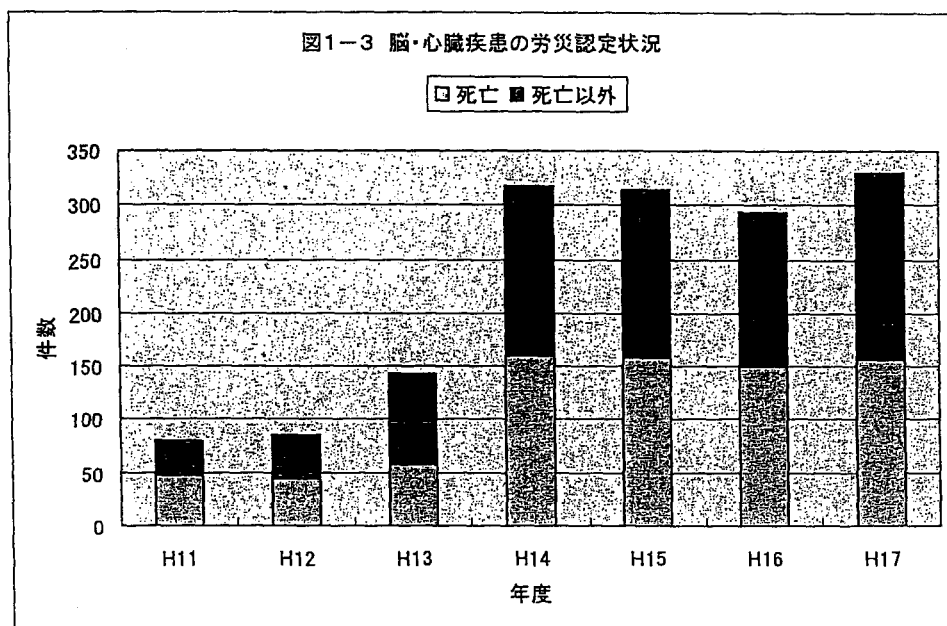
定期健康診断結果の有所見率は年々増加。平成17年は48.4%。



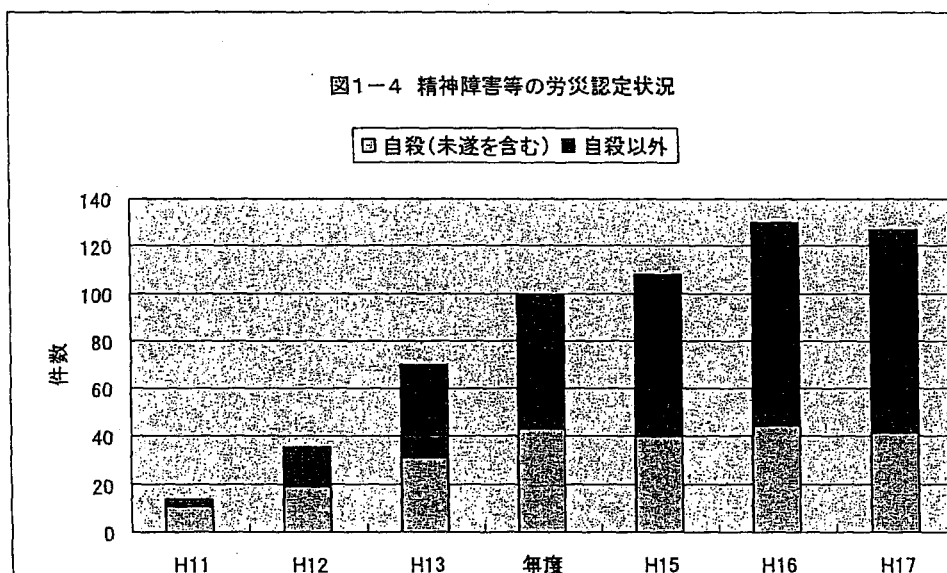
業務上疾病は減少傾向にあるが、近年は横ばい。災害性腰痛が53%。じん肺及び合併症は9%。



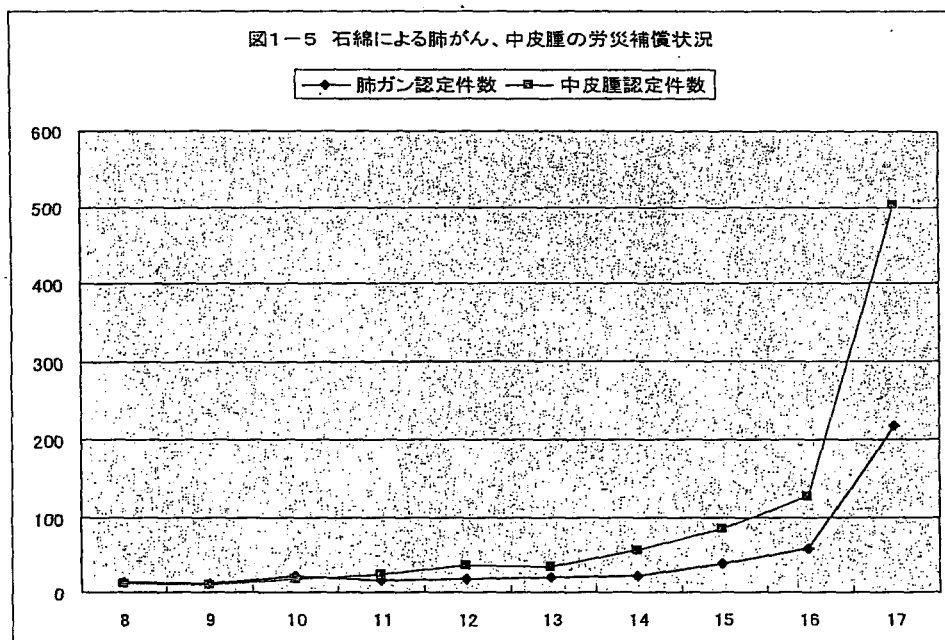
脳・心臓疾患の労災認定件数は年間約 300 件の高い水準で推移。



精神障害による労災認定件数は増加傾向。平成 17 年は 127 件 (内自殺及び自殺未遂は 42 件)



石綿による肺がん、中皮腫の労災補償件数は増加傾向。平成 17 年度急増。



## Ⅱ 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業

### 1 趣旨

労働者のメンタルヘルス不調を早期に発見し、深刻な事態に至ることを防ぐためには、労働者本人の気づきだけではなく、周囲の者、中でも家族の気づきを端緒として必要な介入をしていくことが効果的であると考えられることから、家族からの支援を含めてメンタルヘルス対策を進めるため、地域産業保健センター（以下「センター」という。）において、メンタルヘルスに関する専門的知識をもった医師、地域で活動を行っている保健所等の協力を得て、

1) 労働者及びその家族を対象としたメンタルヘルスに関するセミナー

2) メンタルヘルス不調の労働者やその家族等を対象とした個別相談会

を開催することにより、メンタルヘルスに関する基礎的知識やメンタルヘルス不調への適切な対応についての知識を普及し、メンタルヘルス不調の予防を図るとともに、メンタルヘルス不調となった労働者の早期発見、早期治療を促進することとする。

### 2 実施主体

本事業は、郡市区医師会に委託して実施しているセンター事業の一環として実施する。

本事業を実施する郡市区医師会は、都道府県労働局労働衛生主務課、所轄労働基準監督署、都道府県精神保健担当部局、保健所等との連携を図りながら事業を実施するものとする。

なお、地域保健との連携にあたっては、平成17年3月にとりまとめられた「地域・職域連携推進事業ガイドライン」を踏まえ、地方公共団体を中心に設置が進められる「地域・職域連携推進協議会」を活用し、必要な情報の交換等、地域保健と連携を図ることとする。

### 3 事業対象

主に労働者50人未満の小規模事業場の労働者及びその家族等を対象とすることとする。

なお、対象は本事業を実施するセンターの対象地域の労働者及びその家族に限らないものとする。

### 4 事業内容

#### (1) 労働者とその家族を対象としたメンタルヘルスケア支援セミナーの実施

公民館等の地域の施設において、精神科医、保健師等を講師とするメンタルヘルスケアをテーマとしたセミナー（以下「セミナー」という。）を実施し、労働者及びその家族に対して心の健康問題についての基礎的知識を付与するとともに、メンタルヘルス不調の症状、事例、対処方法等について紹介する。

#### (2) メンタルヘルス不調の労働者やその家族を対象とした個別相談会の実施

セミナーと併せて精神科医、保健師等による個別相談会を実施し、セミナー参加者の中で希望する者に対し、相談に応じるとともに、必要に応じ、適切な専門医などの専門機関の紹介を行う。

#### (3) センターにおける相談体制の整備

センターにおいて（平成17年度は上記セミナーを実施するセンターに限る）、労働者及びその家族からのメンタルヘルスに関する相談を随時受け付けることとする。

なお、これらの体制の整備にあつて、地方公共団体等が実施しているメンタルヘルスに関する相談窓口等と調整を図る。

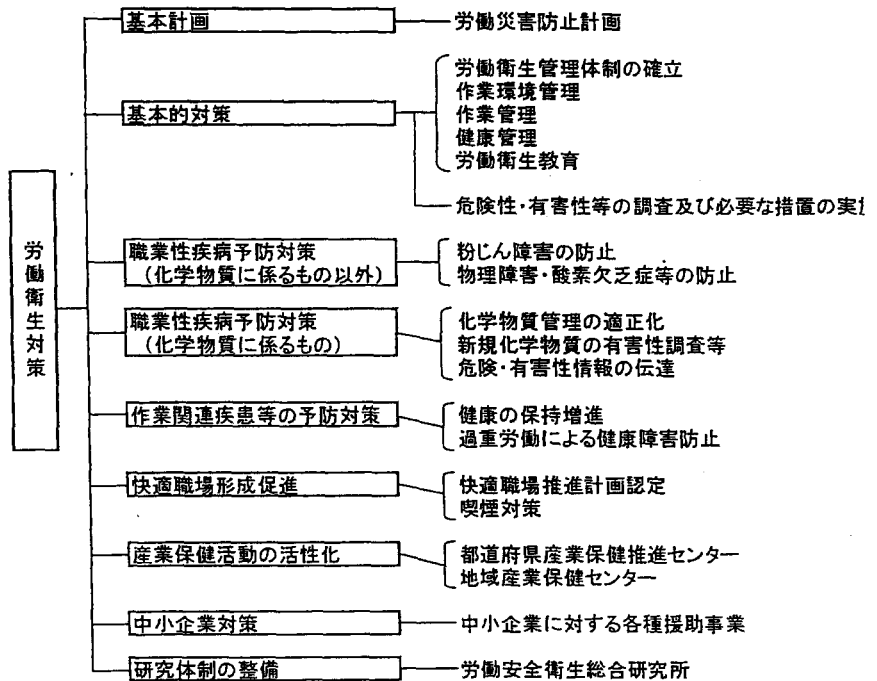
### 5 周知広報

働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業の広報については、センター、都道府県労働局及び労働基準監督署はもとより保健所や都道府県、市町村等の協力も得ながら、事業者を通じた広報のみならず、地域住民を対象とした広報を積極的に行うものとする。

### III 主要な労働衛生対策

#### 1 労働衛生対策の体系

図3-1 労働衛生対策の体系



#### 2 労働衛生の三管理

図3-2 労働衛生管理の対象と予防措置の関連

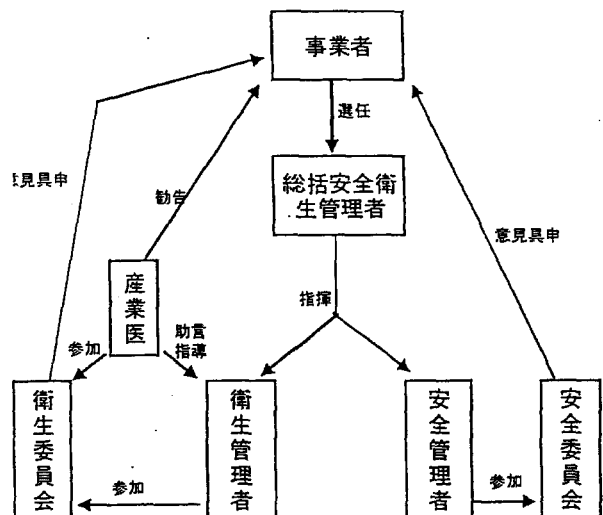
		使用から影響までの経路	管理の内容	管理の目的	指標	判断基準
労働衛生管理	作業環境管理	有害物使用量 ↓ 発生量	代替 使用形態、条件 生産工程の変更 設備、装置の負荷	発生の抑制	環境気中濃度	管理濃度
		↓ 気中濃度	遠隔操作、自動化、密閉  局所排気 全体換気 建物の構造	隔離		
	作業管理	↓ 暴露濃度 体内侵入量	作業場所 作業方法 作業姿勢 暴露時間 呼吸保護具 教育	侵入の抑制	生物学的指標	暴露限界
健康管理	↓ 反応の程度 ↓ 健康影響	生活指導 休養 治療 適正配置	障害の予防	健康診断結果	生物学的暴露指標(BED)	

労働衛生管理は、①作業環境管理、②作業管理、③健康管理の三管理を進めることが重要。

図3-3 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制(例)

#### 3 事業場における安全衛生管理体制

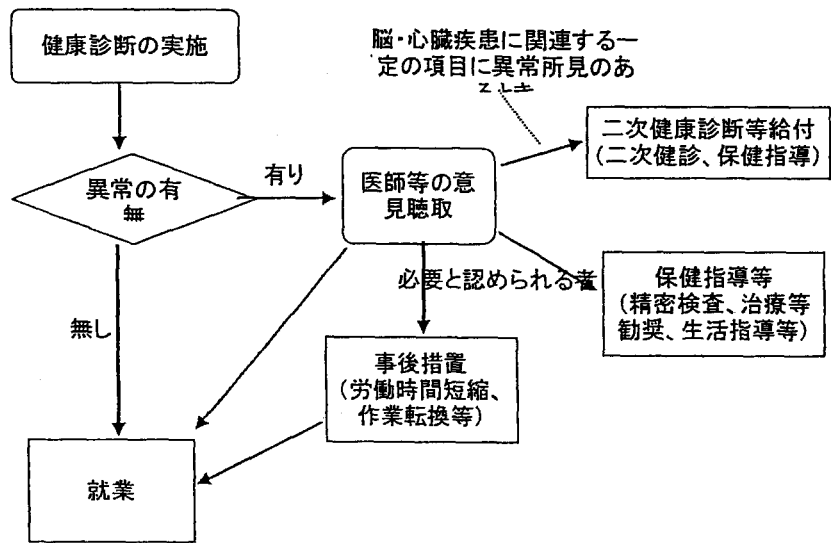
労働安全衛生法では、事業者は安全衛生管理体制を整備することが義務づけられている。業種に応じて一定の規模以上事業場は、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、労使からなる衛生委員会を設置しなければならない。



#### 4 健康診断結果に基づく健康確保対策

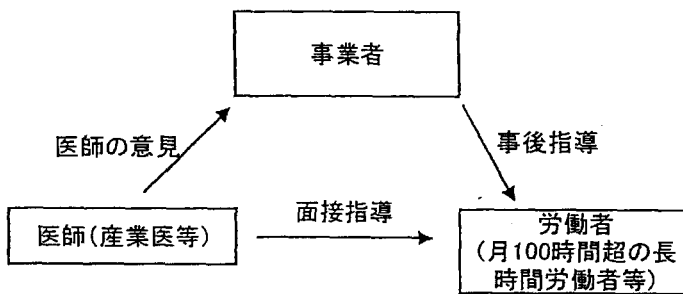
職場における健康診断は、職場において健康を阻害する諸因子による健康影響の早期発見や総合的な健康状況の把握だけでなく、就業の可否、適正配置等を判断するためのものであり、労働者の健康状況の時間的変化を踏まえ総合的に把握した上で、健康管理、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックすることにより、労働者が常に健康で働くことができるようにするためのものである。

図3-4 健康診断結果に基づく事後措置等



#### 5 過重労働による健康障害防止対策

長時間労働者に対する医師による面接指導制度

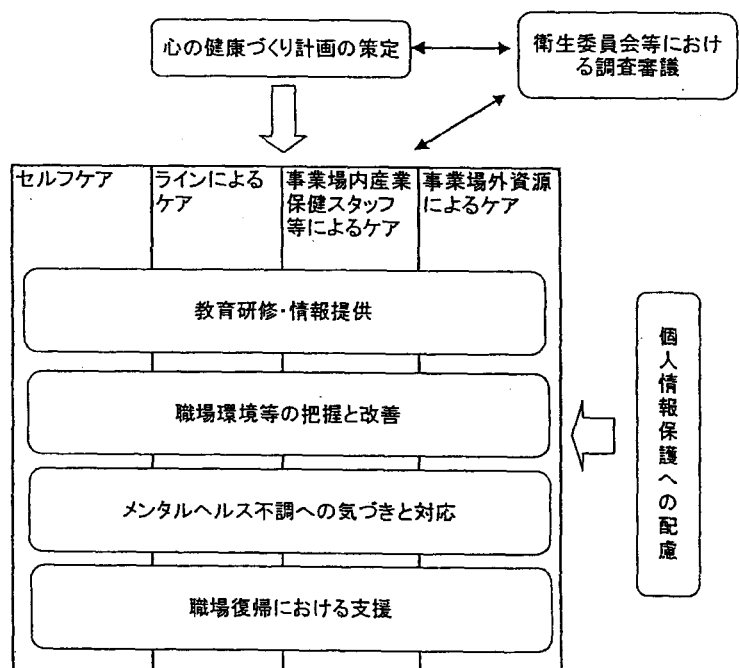


長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患との関連性が強い。「過重労働による健康障害を防止するための総合対策」(平成14年)とともに、労働安全衛生法の改正(平成17年)により、長時間労働者に対する医師による面接指導制度が定められ、時間外・休日労働時間の削減、労働時間等の設定の改善、労働者の健康管理に係る措置の徹底等が図られている。

#### 6 職場におけるメンタルヘルス対策

職場生活において強い不安やストレスを感じる労働者が6割を超え、さらに、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺に至る事案が増加するなど、メンタルヘルス対策の取組が重要な課題となっている。職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)が策定され、指針に基づく対策の普及・定着が推進されている。

労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)



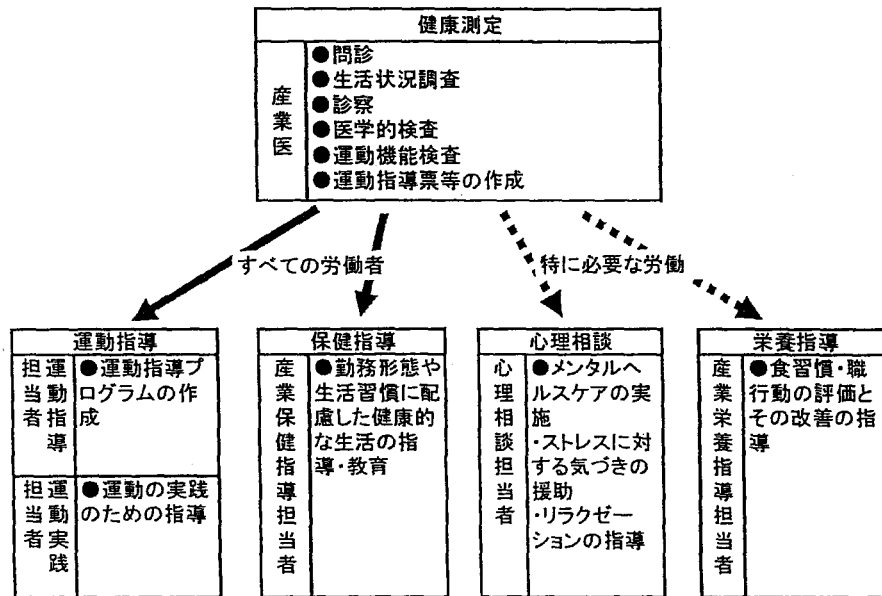
#### 7 心身両面にわたる健康の保持増進対策

近年、高年齢労働者の割合が増加しており、高年齢労働者が健康でその能力を十分に発揮できることが重要な課題となっている。また、生活習慣病を持つ者の割合も高くなってきている。これらの身体機能の低下や疾病は、適度な運動、適切な食生活、十分な睡眠と休養、ストレスのコントロール等によりかなり予防できる。

このため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」が策定され、トータル・ヘルスプ

ロモーション・プラン (THP) として推進されている (図 7-3-4)。

図3-7 THPにおける健康づくりスタッフと役割



### 8 快適な職場環境の形成の促進

すべての労働者にとって仕事による疲労やストレスを感じる事が少ない、働きやすい職場を実現していくことが重要な課題となっている。このため、平成4年に定められた「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(快適職場指針)に基づき、快適職場づくりが進められている。

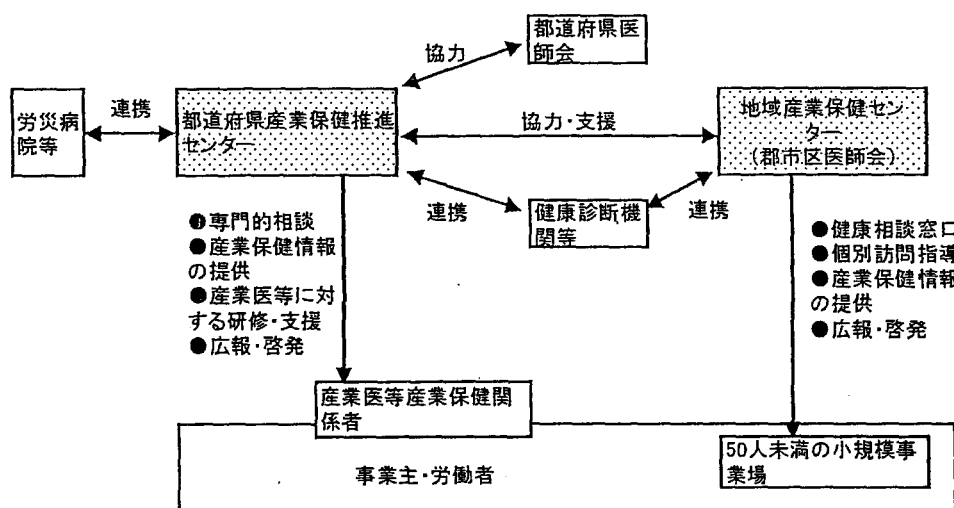
また、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づき、たばこの煙が漏れない喫煙室の設置、喫煙室等と非喫煙場所との境界において気流の風速を0.2m/s以上とすることなど受動喫煙防止対策が進められている。

表3-8 快適職場づくり指針

<b>作業環境</b> 不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。	<b>作業方法</b> 心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。
<b>疲労回復支援施設</b> 疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備すること。	<b>職場生活支援施設</b> 洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。

### 9 産業保健活動の推進

図3-9 地域産業保健センターと都道府県産業保健推進センター



産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場の小規模事業場を対象として、健康相談、個別訪問産業保健指導などを行う地域産業保健センターを全国347カ所に設置している。

また、産業医等の産業保健関係者の産業保健活動や地域産業保健センターの活動を支援するため、専門的相談、産業保健情報の提供を行う産業保

健推進センターを各都道府県に設置している。